

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 21日

山梨県知事 長崎幸太郎殿

提出者 山梨県大月市初狩町下初狩151

住所 甲州砕石株式会社初狩鉱業所

氏名 代表取締役社長 三觜陽一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0554-25-6211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	甲州砕石株式会社 初狩鉱業所
事業場の所在地	山梨県大月市初狩町下初狩151
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉱業、採石業、砂利採取業
② 事業の規模	出荷量674千m ³
③ 従業員数	34名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥 脱水・改質の上、盛土材として再利用・金属くず、廃油 再生業者へ売却・事業系混合物（木くず、紙くず、廃プラスチック、陶器くず）

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物処理統括責任者
鉱業所長
廃棄物処理担当
鉱業課長
鉱業課スタッフ

廃棄物に関する各種事項の決定・承認

廃棄物処理計画の作成
 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 売却業者・処理業者の選定
 産業廃棄物管理票の交付・管理
 監督官庁への各種報告
 その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	汚泥	事業系
	排 出 量_	104,293 t	51.42 t
	(これまでに実施した取組) 砕砂の生産量は前年比4.3%減少したが、製品のスペックを向上させるために洗浄を強化した影響から汚泥は2.5%増加となった。事業系は分別と再利用を積極的に進めたが、不用品の積極的に処分を行ったため、結果的に排出量が増加した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	汚泥	事業系
	排 出 量_	120,000 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 全体の生産量は減少傾向にあるが、砕砂の洗浄を強化することについて、継続させていく要望は多く、今後も汚泥の発生率の高い傾向が続くと思われる。事業系については、設備の合理化工事等により、不用品の発生量が増える可能性があるが、分別や再利用の徹底による減量に努めたい。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) “木くず”、“廃プラスチック”、“陶器くず”は事業系混合物として中間処理業者に処理依頼。“紙くず”については、事業系一般廃棄物として処分する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取組を継続していく

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	汚泥	事業系
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	104,293 t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水処理後、廃土石と混合の上、場内造成地の盛土材として再利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	汚泥	事業系
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	120,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	汚泥	事業系
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	汚泥	事業系
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	事業系
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	事業系
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	事業系
	全処理委託量	t	51.42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	51.42 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底により廃棄物発生量の抑制。再生可能な廃棄物は、再利用業者に処理を委託。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	事業系
	全処理委託量	0 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	30 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取組を継続していく。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。